

次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務

国では本年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、原則、税率10%で一定の性能を有する住宅を取得する方々に
対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する制度の創設を予定しています。

このポイントの発行は「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する住宅の新
築・リフォームが対象であり、これらに配慮された商品等との交換が可能となります。

当センターでは、平成31年4月1日から登録住宅性能評価機関として、新築住宅のポイント発行申請に必要な
「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」の発行業務を開始します。

この証明書をご希望される方は、次の証明依頼書を当センター各事務所まで提出願います。

○次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書

別記様式1号

次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書

年月日

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター 宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅の次世代住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【所在地(地名地番)】
【名称】
【建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等* (個別依頼 一括依頼)
【構造】 _____ 造 一部 _____ 造

【適用する次世代住宅ポイント対象住宅判定基準】

断熱等性能等級4 一次エネルギー消費量等級4 一次エネルギー消費量等級5
耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3
免震建築物
高齢者等配慮対策等級3※1 高齢者等配慮対策等級4※1 高齢者等配慮対策等級5※1
劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2※2以上(共同住宅・長屋については一定の更新対策※2に適合)

※1 9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)及び9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)
※2 4-1維持管理対策等級(専用配管)及び4-2維持管理対策等級(共用配管)
※3 躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと

※受付欄	※手数料欄
年月日	
第 号	
依頼受理者印	

* 個別依頼の場合は名称と併せて住戸番号を記載し、一括依頼の場合は別紙に必要な事項を記載してください。

<登録住宅性能評価機関からのお願い>
次世代住宅ポイント対象住宅の技術基準適合状況や住宅の仕様などについて、住宅政策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省や次世代住宅ポイント事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

1

依頼者は、必ずしも建築主やポイント発行申請者でない場合でも受付します。

代理者が依頼する場合、委任状が必要です。

提出図書とは次世代住宅ポイント対象住宅判定基準への適合が証明できる書類です。
(例)仕様書、設計内容説明書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、
矩計図、各種伏図、各種計算書、プログラム出力表等

住宅の所在地は、ポイント発行申請に記載されたものと一致することが重要です。

住宅の性能基準が該当するものに☑します。

○ふくしま建築住宅センターの次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行

1. 業務内容: 対象住宅の性能が上記依頼書の判定基準のいずれか1つ以上に適合していることを確認。
適合している場合に、次世代住宅ポイント対象住宅証明書を発行。
2. 業務区域: 福島県内全域(建設地が福島県内であること)
3. 業務範囲: ポイント申請者が自ら居住し、対象期間に契約・着工・引渡しが行われた新築住宅(一戸建て、分譲住宅、
共同住宅等)で借家を除く。 ↳裏面参照

※次世代住宅ポイント発行申請の際に必要な住宅の性能証明書は、この住宅証明書のほかに「フラット35S 適合証明書」や
「設計住宅性能評価書」など多数ありますので、事前にご相談ください。

■お問い合わせ先

本 部	〒960-8061 福島市五月町4-25	TEL 024-573-0118
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25	TEL 024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成5-10-5	TEL 024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18	TEL 0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	TEL 0242-38-3611

○次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の適合審査手数料

消費税込(単位:円)

適用する住宅性能基準		一戸建ての住宅(店舗等併用住宅含む)		
		基本手数料		センターで確認済証を交付した場合の手数料
①省エネルギー性	断熱等性能等級4(※1)	仕様ルート	27,000円	22,000円
		計算ルート	37,000円	32,000円
	一次エネルギー消費量等級4以上	37,000円		32,000円
②耐久性・可変性		32,000円		27,000円
③耐震性(※2)	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物	39,000円		34,000円
④バリアフリー性		32,000円		27,000円

(※1) 仕様ルートとは住宅仕様基準(H28告示266号)、計算ルートとは非住宅・住宅計算方法(H28告示265号)をいいます。

(※2) 基準が耐震性で、限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積もりとさせていただきます。

・共同住宅、長屋、連続建て、重ね建ての手数料は証明基準の種類、建築物の戸数、延床面積等を勘案して、別途見積もりとさせていただきます。

・センターで確認済証を交付した場合の手数料を適用する場合は、適合審査の依頼時に確認済証の写しを1部提出してください。

○対象期間

(1)注文住宅の新築

契約※1	2019年4月1日～2020年3月31日
着工※2	契約締結日～2020年3月31日まで
引渡し	2019年10月1日以降(「※1ただし書き」の場合を除き、消費税率10%が適用されるものが対象)
完了報告	2020年9月30日※3まで

※1 所有者となる発注者(入居者)と施工者との工事請負契約。ただし、2018年12月21日(閣議決定日)～2019年3月31日までに締結された工事請負契約であっても、2019年10月1日以降に建築工事に着手するものは対象。

※2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

※3 共同住宅等で10階以下は2021年3月31日、11階以上は2021年9月30日

(2)新築分譲住宅の購入

契約※1	2018年12月21日(閣議決定日)～2020年3月31日
着工※2	契約締結日～2020年3月31日まで
売買契約※3	2018年12月21日(閣議決定日)～2020年3月31日
引渡し	2019年10月1日以降(消費税率10%が適用されるものが対象)
完了報告	2020年9月30日※4まで

※1 分譲住宅の発注者(不動産会社、販売会社など)と施工者との工事請負契約(既存の契約の変更契約を含む(着工前のものに限る。))

※2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

※3 完成(完了検査済証の日付)から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いものに限る

※4 共同住宅等で10階以下は2021年3月31日、11階以上は2021年9月30日

(3)新築分譲住宅の購入(完成済み購入タイプ)

完成※1	2018年12月20日までに完成済みの新築住宅※2
売買契約	2018年12月21日(閣議決定日)～2019年12月20日
引渡し	2019年10月1日以降(消費税率10%が適用されるものが対象)

※1 完了検査済証の日付が2018年12月20日以前であること

※2 完成(完了検査済証の日付)から売買契約締結日までの期間が1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いものに限る